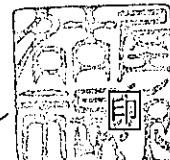


## 行政文書一部公開決定通知書

4市会総第31号  
令和4年8月3日名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一様

## 実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和4年7月21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・不当利得返還請求事件判決書				
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和4年8月3日以降	午前 時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 当該行政文書に記載されている以下の情報については、個人の意識、信条、社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められます。 ・事件番号 ・個人の住所及び氏名				
備 考	<決定を行った所管課> 市会事務局総務課 TEL: (052) 972-2083				

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

令和4年7月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和4年6月6日

判 決

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

原 告 名 古 屋 市  
同 代 表 者 市 長 河 村 た か し  
同 訴 訟 代理 人 弁 護 士 堀 口 久

被 告 中 村 孝 道

(以下「被告中村」という。)

名古屋市三の丸3丁目1番1号

被 告 減 税 日 本 元 祖・庶 民 革 命  
(以下「被告庶民」という。)

同 代 表 者 中 村 孝 道

名古屋市三の丸3丁目1番1号

被 告 生 活 の 党 と 名 古 屋 の な か ま た ち  
(以下「被告生活」という。)

同 代 表 者 中 村 孝 道

主 文

1 被告庶民は、原告に対し、40万円及びこれに対する平成27年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告生活は、原告に対し、20万円及びこれに対する平成27年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告の被告中村に対する請求を棄却する。

4 訴訟費用は、原告に生じた費用の5分の3と被告庶民及び被告生活に生

じた費用を被告庶民及び被告生活の負担とし、原告に生じたその余の費用と被告中村に生じた費用を原告の負担とする。

5 この判決は、第1、2項に限り、仮に執行することができる。

### 事実及び理由

#### 5 第1 請求

1(1) 被告中村は、原告に対し、40万円及びこれに対する平成27年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 主文第1項と同旨

#### 2 主文第2項と同旨

#### 10 第2 事案の概要

本件は、普通地方公共団体である原告が、名古屋市議会（以下「市議会」という。）の会派であった被告庶民及び被告生活に対し交付された平成26年度分の政務活動費について、それぞれその一部が不適切な支出に充てられ、同被告ら及び1人会派であった被告庶民に所属していた被告中村が不当に利得を得たとして、不当利得返還請求権に基づき、被告庶民に係る上記不適切な支出につき、主位的に、被告中村に対し、予備的に、被告庶民に対し、40万円及びこれに対する催告期限の翌日（平成27年6月6日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、被告生活に係る上記不適切な支出につき、被告生活に対し、20万円及びこれに対する催告期限の翌日（平成27年7月11日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。なお、原告は、被告中村に対する訴え及び被告庶民に対する訴えの同時審判の申出をした。

#### 1 関係法令等の定め

25 本件の関係法令の定めは、別紙「関係法令等の定め」のとおりである。なお、同別紙中で定義した略語は、以下の本文においても用いるものとする。

2 前提事実（争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 被告中村は、平成23年3月13日から平成27年3月12日まで、市議会議員であった者であり、被告庶民及び被告生活の代表者である。（甲3、4）

イ 被告庶民は、平成26年3月28日、被告中村が1人で結成した市議会の会派であり、平成27年2月9日、解散した。（甲29）

ウ 被告生活は、平成27年2月9日、被告中村が、外2名の議員と結成した市議会の会派である。被告生活を構成していた議員は、いずれも同年3月12日に任期満了となり、同年4月12日に実施された市議会議員選挙で落選した。

(2) 被告庶民及び被告生活に対する政務活動費の交付及び返還命令等

ア 被告庶民は、平成26年4月1日、名古屋市長（以下「市長」という。）に対し、本件規則（名古屋市会政務活動費の交付に関する規則）2条1項により、政務活動費の交付申請をし、市長は、同日、被告庶民に係る平成26年度分の政務活動費の交付決定をした。

被告庶民は、同年4月1日以降、毎月、市長に対し、本件規則4条により、所属議員数1名として政務活動費の交付請求をし、同月から平成27年2月までの間、本件条例（名古屋市会政務活動費の交付に関する条例）3条により、月額50万円の政務活動費の交付を受けた。

イ 被告生活は、平成27年2月9日、市長に対し、本件規則2条1項により、政務活動費の交付申請をし、市長は、同月23日、被告生活に係る平成26年度分の政務活動費の交付決定をした。

被告生活は、同年3月2日、市長に対し、本件規則4条により、所属議員数3名として政務活動費の交付請求をし、同月分について、本件条例3条により、150万円の政務活動費の交付を受けた。

ウ 被告庶民は、平成27年2月24日、本件条例5条1項及び3項により、  
市議会議長（以下「議長」という。）に対し、平成26年度政務活動費に係  
る収支報告書（以下「本件収支報告書①」という。）を提出し、支出として  
資料購入費9万7748円、人件費240万円等を報告し、領収書等の写  
しを添付した（以下、本件収支報告書①と併せて、「本件収支報告書①等」  
といふ。）が、この中には、平成26年2月分及び同年3月分の人件費合計  
40万円（以下「本件支出①」といふ。）に係る領収書の写し（以下、これ  
らを順に「本件領収証①」、「本件領収証②」といふ。）が含まれていた。

市長は、平成27年3月9日、本件収支報告書①等を收受し、同年5月  
10 20日、本件条例6条に基づき、被告庶民に対し、同年6月5日を返還期  
限として、本件支出①及び残余金4万3447円の返還命令をした。（以上  
につき、甲12）

エ 被告生活は、平成27年4月20日付で、本件条例5条1項及び3項  
により、議長に対し、平成26年度政務活動費に係る収支報告書（以下「本  
件収支報告書②」といふ。）を提出し、支出として資料購入費1万0569  
円、人件費34万5160円等を報告し、領収書等の写し（以下、本件収  
支報告書②と併せて、「本件収支報告書②等」といふ。）を添付したが、こ  
の中には、平成27年2月分の人件費合計20万円（以下「本件支出②」  
といふ。）に係る領収書の写し（以下「本件領収証③」といふ。）が含まれ  
ていた。

市長は、同年6月10日、本件収支報告書②等を收受し、同月22日、  
本件条例6条に基づき、被告生活に対し、同年7月10日を返還期限とし  
て、本件支出②及び残余金2万9416円の返還命令をした。（以上につき、  
甲15）

25 (3) 原告は、令和2年8月27日、本件訴えを提起した。

### 3 爭点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、①被告庶民の権利能力なき社団該当性、②本件支出①及び②に政務活動費を充てることができるかであり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 被告庶民の権利能力なき社団該当性（争点1）

5 (原告の主張)

被告庶民は、平成26年3月28日の結成当初から平成27年2月9日の解散届の提出に至るまで、被告中村1人が所属する会派であり、社団の要件である複数の社員により構成されるという要素を欠いているから、権利能力なき社団に当たらない。したがって、本件支出①に係る不当利得返還義務は被告中村に帰属する。本件訴訟における被告らの主張をみても、被告中村個人の立場のみから主張されており、被告中村が本件支出①の支払先として主張する [REDACTED] は被告中村の個人質問の際に利用し始め、被告中村の所属会派によらず、被告中村が個人的に [REDACTED] を利用していたから、被告中村と被告庶民は全く同一の主体であり、被告庶民に社団性はない。

10 (被告中村の主張)

被告庶民は、被告中村の1人会派であったとしても、法令上1人会派が認められており、潜在的に複数人が所属する可能性があるから、権利能力なき社団である。被告中村は、被告庶民の代表者として、会派に属する被告中村個人の意見を聞き、代表者として述べているにすぎない。

20 (2) 本件支出①及び②に政務活動費を充てることができるか。（争点2）

25 (原告の主張)

ア 本件条例4条は、地方自治法100条14項の委任に基づき、政務活動費を充てができる経費の範囲について、「会派が行う」政務活動に要する経費と明確に定めている。また、本件条例は、全国市議会議長会により作成された政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会報告書の条例案（以下「参考条例」という。）のうち、会派に交付する場合のものに準

拠して定めており、参考条例の解釈運用として政務調査費ハンドブック（以下「本件ハンドブック」という。）が示されているところ、これによれば各月 1 日の時点で存在しなかった会派について、結成の日から最初の交付基準日に至るまでの間は、政務活動費の支出を伴う活動ができない旨の解釈が示されている。さらに、平成 26 年 1 月 3 日に開催された議会運営委員会理事会（以下「本件理事会」という。）において、平成 27 年 3 月 1・2 日に議員の任期が満了し、同年 4 月に選挙がされることに伴い、政務活動費は同月に行われた活動には充てられない旨確認されており、本件理事会で使用された資料にも、「4 月分の活動に要した経費を充当することはできません。」と明記されていた。議会運営委員会理事会は、名古屋市会委員会条例に基づいて議会運営委員会に設置される機関であり、議会運営委員会から委任された事項等について協議決定する会議であって、議会の庶務的事項等について協議される正式な会議であるから、本件理事会における上記の確認事項は、政務活動費の交付を受けた全ての会派に適用される規律として確認されたというべきであり、これによる本件条例の解釈運用は、市議会全体に適用されるものである。そして、被告中村は、本件理事会に参加していながら、上記の確認事項は本件理事会終了後に被告庶民にも周知されている。このように、政務活動費の使途の範囲に関し、各自治体の議会が一定の手続で定めた基準等は、一定の規律性があるから、これに反した政務活動費の使用は不当利得返還請求の対象となる。

したがって、市議会においては、会派の結成前、又は結成後も最初の交付基準日までの活動に要した経費について、当該基準日以降に交付される政務活動費を充当することはできず、これに反した場合には、会派は、充當に係る政務活動費に相当する額の不当利得返還義務を負う。

イ 被告庶民は、平成 26 年 3 月 28 日に結成されているところ、本件支出

①は同年 2 月分及び 3 月分の入会費であり、これらに最初の交付基準日で

ある同年4月1日以降に交付された政務活動費を充当することはできない。

また、被告生活は、平成27年2月9日に結成されているところ、本件支出は同年2月分の人物費であり、これらに最初の交付基準日である同年3月1日以降に交付された政務活動費を充当することはできない。

ウ これに対し、被告らは、本件支出①及び②に関する■との契約は、雇用契約ではなく資料購入契約又はこれに近い性質の契約であり、現実の資料購入等は最初の交付基準日後に行ったから、不当利得返還の対象とはならないと主張しているものと解されるが、被告庶民及び被告生活は、本件収支報告書①等及び本件収支報告書②等において、それぞれ「人物費」としていたのであり、市議会の「政務活動費の使途に関する基本指針」（平成25年2月22日議長決裁）は、人物費について、「会派が行う活動を補助する職員（臨時職員を含む。）を雇用する経費」と明記し、考え方として、政務活動補助員として登録し、政治活動の実態に応じ、按分して支出することを明記しているところ、被告庶民及び被告生活は、本件収支報告書①等及び本件収支報告書②等において、それぞれ「政務調査員〇月分報酬」などと記載し、毎月25万円という定額の支払をし、按分比率を80%としていた。また、被告中村は、議長に対する弁明において労働実態のある政務調査員に遅延して支払ったと述べていたのであり、被告庶民及び被告生活は、資料購入に係る費用は「資料購入費」としてそれぞれ本件収支報告書①等及び本件収支報告書②等に記載するなどしていた。さらに、被告らが■から購入した資料として証拠提出したものをみても、本件訴訟において裁判所から何度も促されてその提出に至ったものの、これらの作成時期は不明であり、その内容としても月額25万円分の資料の成果物とは到底認められない。

以上からすると、被告庶民及び被告生活と■との契約は雇用契約であり、本件支出①及び②は、前記イの年月分の人物費として支払ったもので

ある。

エ なお、被告らは、収支報告書が議長により收受されたことをもって違法な政務活動費の支出はないことが確認されたとも主張するが、議長は、提出された収支報告書の内容に関する指導等を行うことができたとしても、最終的に收受しないことはできないから、議長が被告庶民及び被告生活から提出された収支報告書を收受したことをもって、不当利得返還請求に影響することはない。

(被告らの主張)

ア 本件支出①及び②は、政策シンクタンクとして活動している [ ] に対し、政策コンサルタントの政策立案の費用として支出したものであり、現実の支出は政務活動費の最初の交付基準日以降である。

すなわち、[ ] に対する政策立案の費用は、調査、資料集め、政策立案など多岐にわたる業務を含み、「〇月分」とは当該月の社会情勢やそれらに関する政策立案の依頼を指し、収支報告書には該当する適切な項目がなかったために「人件費」に当てはめたものの、実情は上記依頼に対する [ ] の報告書や成果物等の資料をそのレクチャー分も含めて購入したものであり、領収書に記載されている月は上記資料の制作時期にすぎず、購入時期である本件領収証①～③の領収日付は、最初の交付基準日以降となっている。そして、金額が毎月定額である点はコンサルタント契約として通常であり、月25万円という金額も高額ということはない。また、80%の按分率を用いたのは、名古屋市政のみならず国政及び民間団体に関わるものもあり、政務活動ではなく政治活動と取られる可能性があったことから按分したものである。

イ 政務活動費に係る収支報告書は、その提出前に事務局の指導の下、訂正等をすることが慣例となっており、被告庶民及び被告生活も修正箇所を修正して提出した。そして、修正した収支報告書は議長により收受されたか

ら、本件支出①及び②に政務活動費を充てるのは正当であると認められたものであり、これが不当利得返還義務の対象となることはない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（被告庶民の権利能力なき社団該当性）について

5 (1) 原告は、被告庶民は被告中村の1人会派であり、社団の要件を欠いているから、権利能力なき社団に当たらないと主張する。

権利能力なき社団に該当するためには、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることを要するものと解される（最高裁昭和35年（オ）第1029号同39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁参照）。地方議会における会派は、議会の内部において議員により組織され、同一の政治的信条に基づく各種施策の実現に向けて統一的な活動を行っていたための自主的団体であつて、被告庶民は、平成26年3月28日に結成された市議会の会派であり、平成27年2月9日に解散するまで被告中村のみが所属していたが、被告中村を代表者として定めていたものである（前提事実(1)ア、(2)ア）。そして、本件条例は、政務活動費について、参考条例（甲19）において、会派を交付対象とする案、議員を交付対象とする案並びに会派及び議員を交付対象とする案が示されているもののうち、会派を交付対象とする案に準拠して定められ、所属議員が1人の会派を含めて交付対象としており（2条）、被告庶民は、会派として政務活動費の交付決定を受け、政務活動費を受領して政務活動を行い、その收支報告書等を作成するなどして同費用の管理を行っていたことが認められる。また、被告庶民が構成員の変更を禁じていたこともうかがわれないから、所属議員の変動が生じる可能性があったものであり、その場合であっても団体としての会派は存続するものである。そうすると、被告庶民が、結果として結成から解散まで被告中村のみ

を所属議員としていたとしても、社団の要件を欠くものとはいえない。

なお、原告は、被告中村が所属会派によらず個人的に [ ] を利用していたと主張するが、会派が政務活動補助員の人事費を政務活動費から支払うことには、本件条例や「政務活動費の使途に関する基本指針」（甲27）等においても認められている上、被告庶民は、本件支出①の按分率を80%として会派以外の活動に対する支出があったものとしているから、被告中村が、被告庶民の会派としての政務活動とは別に [ ] を利用する関係があったとしても、本件支出①が被告中村個人の支出であるとはいえない。

(2) したがって、被告庶民は権利能力なき社団であると認められ、その債務は被告庶民に総てに帰属するから、被告中村が本件支出①の不当利得返還義務を負うということはできず、原告の被告中村に対する請求は理由がない。

2 争点2（本件支出①及び②に政務活動費を充てることができるか。）について

(1) 前提事実に加えて、当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠（枝番のあるものは各枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告庶民は、平成26年3月28日、議長に対し、会派結成届を提出し、同年4月1日、市長に対し、政務活動費の交付申請をし、市長は、同日、被告庶民に係る平成26年度分の政務活動費の交付決定をした。被告庶民は、平成26年4月から平成27年2月まで、毎月、市長に対し、所属議員数1名として政務活動費の交付請求をし、上記の期間、月額50万円の政務活動費の交付を受けた。

イ 市議会の議会運営委員会理事会は、平成26年12月3日に開催された理事会（本件理事会）において、平成27年3月1・2日の議員の任期満了に係る取扱いについて、同年4月に選挙が実施されることに伴い、同月分の政務活動費の交付はなく、同月分の活動に要した経費を充当することはできないことを確認し、本件理事会の終了後、被告庶民を含めて周知した。

(甲21)

ウ 被告生活は、平成27年2月9日、議長に対し、会派結成届を提出し、同日、市長に対し、政務活動費の交付申請をし、市長は、同月23日、被告生活に係る平成26年度分の政務活動費の交付決定をした。

被告生活は、平成27年3月2日、市長に対し、所属議員数3名として政務活動費の交付請求をし、同月分について、150万円の政務活動費の交付を受けた。

エ 被告庶民は、平成27年2月24日、議長に対し、平成26年度政務活動費に係る本件収支報告書①等を提出した。これに含まれていた本件領收証①は、「26年4月1日」付けであり、「26年2月分報酬として」とただし書があり、領收書等貼付用紙の使途・事業名等は「政務調査員2月分報酬」、按分比率は「80」と記載されており、本件領收証②は、「26年4月1日」付けであり、「26年3月分報酬として」とただし書があり、領收書等貼付用紙の使途・事業名等は「政務調査員3月分報酬」、按分比率は「80」と記載されていた。また、平成26年4月分から平成27年1月分についても、各月30日付けの領收証の写しが貼付され、その金額は毎月25万円、使途・事業名等は政務調査員の各月分の報酬、按分比率は「80」であった。(甲13、28)

議長は、本件収支報告書①等を確認したところ、被告庶民に政務活動費が交付される前の活動である平成26年2月分及び同年3月分の人物費(本件支出①)に対して政務活動費が支出されていたため、本件収支報告書①等の訂正をするよう求めたが、平成27年3月3日、被告中村は、議長に対し、当該人物費については、当時所属していた会派が支払を拒否しているため、労働実態のある政務調査員に遅延して支払ったものである旨説明した。議長は、同日、被告中村に対し、被告庶民への政務活動費は平成26年4月より前の活動に充当することはできないことを説明し、本件

6 収支報告書①の訂正を求めたが、被告中村は、平成27年3月5日、議長に対し、前所属会派では政務活動費から充当することを認めてもらえなかったが、政務調査員の勤務実態はあるため、現会派から支出したと説明した。議長は、被告中村に対し、再度訂正を求めたが、被告中村は、同月9日、訂正しない旨回答したため、上記議長は、訂正の必要性を改めて指摘した上、本件収支報告書①等を收受した。(甲24)

オ 被告生活は、平成27年5月26日、議長に対し、同年4月20日付けの平成26年度政務活動費に係る本件収支報告書②等を提出した。これに含まれていた本件領収証③は、「27年3月1日」付けであり、「2月分報酬として」とただし書があり、領収書等貼付用紙の使途・事業名等は「政務調査員報酬」、按分比率は「80」と記載されていた。(甲16、25)

10 議長は、本件収支報告書②等を確認したところ、被告生活に政務活動費が交付される前の活動である平成27年2月分の入件費(本件支出②)に対して政務活動費が支出されていたため、本件収支報告書②等の訂正をするよう求めたが、同年6月1日、被告中村は、議長に対し、被告生活は会派結成日(同年2月9日)以降、党の活動を行っており、本件支出②に政務活動費を充当しても問題がないと考えている旨説明した。議長は、同日、被告中村に対し、被告生活への政務活動費は同年3月より前の活動に充当することはできないことを説明し、本件収支報告書②の訂正を求めたが、被告生活は、同報告書を訂正することはなかったため、議長は、同年6月10日、同報告書の訂正に応じないのは遺憾である旨を伝えた上、本件収支報告書②等を收受した。(甲25)

20 (2) そこで、上記認定事実に基づき、本件支出①及び②に政務活動費を充てることができるかについて検討する。

25 ア 地方自治法100条14項等の規定による政務活動費の制度は、平成24年法律第72号による同項等の改正により、地方公共団体の議会の担う

役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとした政務調査費の名称を改めるとともに、議員の「調査研究」に加えて「その他の活動」についても費用等の助成の対象とすることとし、議員による補助金の要請や会派単位の会議の実施等の政策立案を含む議員活動の基盤の充実を図ったものであるが、その交付の対象、額及び交付の方法並びにこれに充てることができる経費の範囲等は各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねられている。

10 そうすると、政務活動費に関する上記の事項について、市議会が地方自治法の委任に基づき制定した条例並びに条例の委任に基づき制定した規則は、対外的な効力を有するものであるが、このような条例及び規則のみならず、市議会が議会運営委員会等により制定、確認した基準等についても、政務活動費に関する議会の自律性に鑑みれば、これらは尊重に値するものであるから、その内容が不合理であるといえない限り、上記基準等に即した判断をすることが相当である。

イ 前記1(1)のとおり、政務活動費に関し、参考条例は支給対象を議員、会派並びに議員及び会派とする例を挙げている（甲19）ところ、本件条例は、そのうち会派を支給対象とするものに準拠し、「会派が行う」調査研究、研修、広聴広報、住民相談、要請陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して政務活動費を交付するものとしている（4条1項）から、会派が成立する日より前の活動に、当該会派に対し支給された政務活動費を充てることはできないものと解される。

25 また、本件条例は、政務活動費につき月の初日における各会派の所属議員数に基づき交付するものとし（3条1項、2項）、月の途中において、

議員の任期満了、所属会派からの脱退、会派の解散等があった場合、これらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなし（同条3項）、月の途中の議員又は会派の変動による日割計算をしないものとしている。そして、本件条例が準拠している参考条例については、月の途中に結成した会派が当該月に政務調査活動をしたとしても、翌月以降の政務調査費で清算することはできない旨の解釈が示されている（甲20）ところ、これは、会派が月の途中に結成された場合にも、政務活動費が月の初日における各会派の所属議員数に基づき交付されるものとし、月の途中の会派の変動による日割計算をしないものとしていることと整合させるべく、月の途中に結成した会派の当該月における政務活動について、翌月以降に交付される政務活動費をもって充当することができないことを明らかにしたものと解され、このような解釈は、本件条例の上記の規定に照らして合理性を有するものということができる。さらに、名古屋市会委員会条例で定められた議会運営委員会理事会である本件理事会においては、平成27年3月12日に議員の任期が満了し、同年4月に選挙が実施されることに伴い、同月分の政務活動費の交付はなく、同月分の経費に政務活動費を充てることはできない旨が確認されており、そのことが被告庶民を含めて周知されたところ、これは、その時点で会派が存在し、同月中に活動をしたとしても、翌月以降に交付される政務活動費をその費用に充当することはできないことを市議会の確認事項として確認したものであり、議会の自律性に鑑みて尊重されるべきものであるから、参考条例の上記解釈と平仄を共にするものとして合理性も認められる。

以上によれば、本件支出①及び②がそれぞれ被告庶民及び被告生活の最初の交付基準日より前の活動に対する支出であれば、これらに政務活動費を充てることはできないというべきである。なお、本件理事会における上

記の確認は本件支出①より後にされたものであるが、本件条例の規定及び参考条例の解釈に照らせば、上記の結論を左右するものではない。

ウ そこで、本件支出①及び②がされた時期について検討すると、被告庶民及び被告生活が提出した本件收支報告書①及び②においては、いずれも人件費の項目欄に支出額が記載され（甲12、15）、添付された本件領収証①～③には、本件支出①及び②について、いずれも「報酬として」というただし書きが記載されており、領収書等貼付用紙にも、「人件費」の項目に印が付され、使途・事業名等として政務活動費の交付基準日前の各月分の政務調査員の報酬と記載され、按分比率は80とされている（前記認定事実エ、オ、甲13、16）ところ、これらの記載は、市議会の「政務活動費の使途に関する基本方針」（平成25年2月22日議長決裁）において、人件費につき、会派が行う活動を補助する職員（臨時職員を含む。）を雇用する経費とし、政務活動補助員として登録し、政務活動の実態に応じ、按分して支出しなければならないとしていること（甲27）に沿う内容となっている。さらに、被告中村は、本件收支報告書①等に係る被告庶民に対する議長の確認に対し、労働実態のある政務調査員に遅延して支払った旨述べていたのである（前記認定事実エ）、他方、被告らが本件訴訟において本件支出①及び②の実情に合致すると主張する資料購入費については、本件收支報告書①及び②に資料作成費、資料購入費等の項目があり、現に資料購入費については支出額の記載がされている（甲12、15）。加えて、被告庶民から■に対する支払は、政務調査費の充当が認められた平成26年4月分から平成27年1月分を含め、毎月25万円の定額である（前記認定事実エ）が、被告らから提出された■作成の資料（乙3～6）をみても、同人のレクチャ一代を含めて毎月25万円の資料購入費に相当するような資料とは認め難く、本件訴訟に至るまで被告らが本件支出①及び②が資料購入費である旨を述べていたことも何らうかがわれない。

以上に照らせば、本件支出①及び②は、資料購入費及びそれに類する費用には当たらず、被告らが政務調査員として雇用していた者に対する人件費であると認められる。そうすると、これらの支出自体が交付基準日以降であったとしても、本件支出①及び②は、上記のとおり、本件收支報告書①及び②添付の領収書等貼付用紙並びに本件領収書①及び②に記載された最初の交付基準日前の各月分の報酬に対する支出であるから、それぞれ被告庶民及び被告生活の最初の交付基準日より前の政務活動に対する支出として、これらに政務活動費を充てることはできない。そして、議長は、被告庶民及び被告生活に対し、本件条例6条に基づき、それぞれ本件支出①及び②と残余金の返還命令をしており（前提事実②ウ、エ）、被告庶民及び被告生活が、平成26年度において政務活動費として認められる経費の範囲（本件条例4条）に基づいて支出した総額から本件支出①及び②を控除しても、同年度において交付を受けた政務活動費の総額を超過することは認められないから、同被告らは、原告に対し、それぞれ本件支出①及び②に相当する額の不当利得返還義務を負うというべきである。

3 以上によれば、被告中村は、原告に対し、その請求に係る不当利得返還義務を負わないが、被告庶民は、原告に対し、40万円及びこれに対する催告期限の翌日（平成27年6月6日）から、被告生活は、原告に対し、20万円及びこれに対する催告期限の翌日（同年7月11日）から、各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

#### 第4 結論

よって、原告の被告庶民及び被告生活に対する請求はいずれも理由があるからこれらを認容し、原告の被告中村に対する請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 日 置 朋 弘

5

裁判官 佐 久 間 隆

裁判官岩谷彩は、転補のため署名押印することができない。

10

裁判長裁判官 日 置 朋 弘

(別紙)

## 関係法令等の定め

### 第1 地方自治法

100条（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

1 1～13項 省略

2 14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

3 15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

### 第2 名古屋市会政務活動費の交付に関する条例(平成13年名古屋市条例第1号)。

以下「本件条例」という。)

1 2条（交付対象）

政務活動費は、名古屋市会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

2 3条（交付額及び交付の方法）

(1) 1項

政務活動費は、月額500,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

(2) 2項

前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

(3) 3項

月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。会派が解散した場合も同様とする。

(4) 4項 省略

(5) 政務活動費は、毎月 10 日に交付する。ただし、10 日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）であるときは、その直前の休日等でない日とする。

3 4条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

(1) 1項

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広聴広報、住民相談、要請陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

(2) 2項

政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

4 5条（収支報告書等）

(1) 1項

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）

の写しを添付しなければならない。

(2) 2項

収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年5月6日までに提出しなければならない。ただし、5月6日が休日等であるときは、その直後の休日等でない日とする。

(3) 3項

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、会派が解散（議員の任期満了による一般選挙後に同一の会派を結成する場合を除く。以下この項において同じ。）した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書等を、解散した日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

5 6条（政務活動費の返還）

市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

6 別表

項目	内容
省略	省略
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
省略	省略
人件費	会派が行う活動を補助する職員（臨時職員を含む。）を雇用する経費

号。以下「本件規則」という。)

## 1 2条 (交付申請)

### (1) 1項

政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

### (2) 2項

申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更届(第2号様式)を提出しなければならない。ただし、交付申請額の変更を伴う場合は、政務活動費交付変更届に代えて政務活動費交付変更申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

### (3) 3項

会派を解散(議員の任期満了による一般選挙後に同一の会派を結成する場合を除く。)したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(第4号様式)を提出しなければならない。

## 2 3条 (交付決定)

市長は、毎年度、前条1項の規定による交付申請又は同条2項ただし書の規定による交付変更申請のあった会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、議長を経由して当該会派の代表者に政務活動費交付決定・変更通知書(第5号様式)により通知するものとする。

## 3 4条 (交付請求)

会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月5日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書(第6号様式)を提出するものとする。ただし、5日が、休日等であるときは、その直後の休日等でない日とする。

第4 名古屋市会委員会条例（昭和24年名古屋市条例第5号）

4条の2（議会運営委員会の設置等）

1 1項

市会に議会運営委員会を置く。

2 2項

議会運営委員会の委員の定数は、15人とする。

3 3項

議会運営委員会に理事会を置く。

4 4項

この条例に定めるものを除くほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項  
は、議会運営委員会が定める。

第5 申し合せ事項（平成4年3月26日議会運営委員会申し合せ）

議会の庶務的事項については、理事会に包括的に委任する。

これは正本である。

令和4年7月20日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 前 河 佳 奈

